

# 第6章

## 基本施策

計画の基本的事項  
第1章

障害者  
施策の現状  
第2章

計画の全体像  
第3章

計画の推進体制  
第4章

重点施策  
第5章

第6章

障害福祉計画  
第7章

資料編  
第8章

基本方針 1

## 共に理解し、 ふれあう

地域住民が

障害者や障害の理解を深めていくことはもとより、  
障害者も障害の受容や障害の特性、  
さらには就学・就労・社会参加・サービスの利用などを含めた  
地域生活における自立の意義などの理解を深め、  
相互理解のもとで、  
多くのふれあいが自然に生まれる  
まちづくりを進めていきます。  
また、必要な情報提供や適切な支援を行うため、  
障害の種別を超えた総合的相談体制を整備し、  
地域全体で生活を支援する体制づくりを行います。

# 1 理解と交流の促進

---

## 現状・市民ニーズ

- 知的障害者や精神障害者は、地域との関わりの薄い人が多く、しかも、その状況に満足していない傾向があります。【アンケート在宅調査】
- 今後、地域の人と話や相談をしたり、地域の行事に参加したりすることにより、地域と関わっていききたいというニーズがあります。【アンケート在宅調査】
- 障害児の多くは、放課後や休日などを豊かに過ごすために、いろいろな友達との出会い、交流の場が欲しいというニーズがあります。【アンケート児童調査】
- 市では広報紙をはじめ各種情報媒体で障害や障害者問題についての啓発・広報を推進しています。
- 社会福祉協議会でも情報媒体を通じた啓発や学校との連携による福祉教育を推進しています。
- 市や社会福祉協議会は、障害者も含めたふれあいの場として、交流会や福祉まつり等を開催しています。



## 課題・施策の方向性

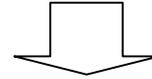
- 障害や障害者問題について、多くの市民がさらに理解を深めることができるよう、あらゆる媒体や機会を通じて啓発・広報を行い、また、身近な場所での交流機会や交流の場を拡充し、相互理解を図っていく必要があります。
- 障害者週間（12月3日～12月9日）や地域でのイベントなどの機会を活用し、理解と交流の促進を図っていく必要があります。



## 基本施策

**※施策の内容について（6章共通）**

文頭に(重)マークがついている施策は重点施策の中に位置づけられているものです。



**(1) 啓発・広報の推進**

施策名	施策の内容
広報紙などによる啓発・ 広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報「東広島」の活用と内容の拡充</li> <li>・ 社協だより「ふれあい」の活用と内容の拡充</li> <li>・ 啓発パンフレットの発行</li> <li>・ 内部障害、知的障害や発達障害・精神障害など理解があまり進んでいない障害についての重点的啓発・広報</li> </ul>
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(重) 保育・教育機関における福祉教育の推進</li> <li>(重) シンポジウム、フォーラム、講演会などを通じた社会教育の推進</li> </ul>
※障害者週間・※障害者雇用 支援月間・※障害者福祉強 調月間の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者週間、障害者雇用支援月間、障害者福祉強調月間周知のための啓発・広報活動の実施や、期間中の交流機会の拡大</li> </ul>

**(2) 交流機会の充実**

施策名	施策の内容
交流機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉まつりの開催と参加の呼びかけ</li> <li>・ 障害のある人もない人も一緒に交流するふれあい交流会の推進</li> <li>・ 各社会福祉施設・事業所の開放による交流の促進とそのため関係機関との連携強化</li> <li>(重) 地域サロン等を活用した地域との交流の促進</li> </ul>
既存行事への参加配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の地域行事への障害者の参加促進に向けた、物理的・人的配慮の働きかけ</li> </ul>

**障害者週間** : 12月3日から9日までの1週間。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、障害者基本法に定められた。

**障害者雇用支援月間** : 9月1日から30日までの1ヵ月。障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するために、高齢・障害者雇用支援機構が設定した。

## 2 相談機能・情報提供の充実

### 現状・市民ニーズ

- 困ったときに相談する相手がいる人は9割、相談相手の大半は家族や友人・知人であり、相談機関への相談件数はまだ多くありません。相談内容は自分の健康状態に関することが多く、また、問題が解決しなかったなど、相談結果に満足できなかった人が多くいます。  
【アンケート在宅調査】
- 生活に関する情報の入手先は、テレビ、新聞・チラシ、市広報紙・ホームページが多い状況です。【アンケート在宅調査】
- 市では社会福祉課や、相談支援事業所などによる相談対応、さらに関係機関が連携しながら、相談支援を行っています。しかしながら、利用者の間では、障害者福祉に関する相談に限らず、各種相談の窓口がわからないといった声や、相談の内容によって相談窓口がばらばらなので不便だという声も多くあります。また、窓口における専門性の確保や聴覚障害者、知的障害者等への専門的対応などが望まれています。
- 市の広報紙等で、障害者福祉の諸制度や相談窓口のお知らせ、具体的な支援事例の特集などを掲載し、必要な情報の伝達や障害に対する理解浸透に努めています。ホームページについては、障害者福祉情報が十分とは言えない状況にあります。

### 課題・施策の方向性

- 各ライフステージを通じて、一貫した支援を継続的に行っていくためには、障害者福祉や福祉サービスの切り口にとどまらず、保育・教育・就労・医療・雇用・余暇など、幅広い分野の相談に対応できる総合的な相談窓口の整備を図っていく必要があります。
- 日常生活、イベント、地域交流等生活のあらゆる場において、確実に情報を受け、また発信できるように、コミュニケーション支援を進めていく必要があります。

### 基本施策

**障害者福祉強調月間** | : 9月1日から30日までの1ヵ月。障害や障害者に対する正しい理解の促進と、社会参加意欲の高揚を図るため、広島県が設定した。

## (1) 総合相談支援の充実

施策名	施策の内容
<b>相談支援体制の強化</b>	<p>(重) 障害者総合相談支援センター（仮称）の設置と関係機関が連携して一貫した相談対応を図るための関係機関連携マニュアルの策定、共通のアセスメントシートの作成、サポートブックの作成等の取り組み</p> <p>(重) ケアマネジメントの質向上のための研修・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て・障害総合支援センター（仮称）の設置</li> <li>・ 身体障害者専門相談員、福祉サービス利用支援員の配置</li> </ul>
<b>窓口対応の向上</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ さまざまな障害についての相談に対応できる相談窓口の専門性の向上</li> <li>・ 手話技能を有する窓口職員等の配置及びその他窓口職員等の手話技能獲得の促進。</li> <li>・ 障害者の権利意識を高めるための、職員の意識の変革及び資質の向上</li> </ul>

## (2) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

施策名	施策の内容
<b>あらゆる人に配慮された情報提供の促進</b>	<p>(重) 市の広報等の音訳・点訳・※SPコード化の推進</p> <p>(重) 市の広報テレビ番組の手話通訳・文字放送の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会参加促進事業実施</li> <li>・ 市役所に出向かず、自宅や会社などから、インターネットを利用して手続きが行える電子申請の導入</li> </ul>
<b>コミュニケーション支援の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーション支援事業実施</li> <li>・ 社会参加促進事業実施</li> </ul>

**SPコード** : 文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用の読取装置をあてると音声で文字情報を読み上げる。印刷物に添付することにより視覚障害者にも情報の提供ができるようになる。

基本方針 2

## 共に学び、 活躍する

生まれてから生涯を閉じるまで、  
本人のニーズに沿った生活を送り、  
社会参加の場を得ることが  
できるような支援を行い、  
本人の持てる能力を最大限発揮できる  
適切な環境づくりを進めます。

また、社会参加活動等が  
いっそう幅広いものとなるよう、  
外出の際の移動支援や公共施設の利用支援、  
IT機器の活用支援などの  
バリアフリー化の推進に努めます。

### 3 自立と社会参加の促進

#### 現状・市民ニーズ

- 保育や教育を受ける上で、保育所（園）・幼稚園・学校職員の障害への理解と指導力の向上、可能な限り通常の学級への在籍希望があります。【アンケート児童調査】
- 障害児が、放課後や休日などを豊かに過ごすために、日中活動の支援・児童デイサービスを充実してほしいというニーズがあります。【アンケート児童調査】
- 障害や病気の症状によるもの、体力によるもの、就労条件によるものなどの理由により、働いてない人の割合が高くなっています。【アンケート在宅調査】
- 現在働いている人の中では、障害の種類などによって賃金の格差が非常に大きいこと、福祉的就労や製造業に職種が偏っている傾向があります。【アンケート在宅調査】
- 本市では、可能な限り障害児を保育所（園）・幼稚園・小中学校に受け入れる方向で取り組んでおり、特別支援教育等を推進しています。また、\*LD、\*ADHD、\*高機能自閉症等の発達障害児への適切な対応を強化することが求められています
- 生涯学習の分野では、誰もが豊かな人生を送るため、学習、芸術・文化、スポーツ活動の機会提供などを進めています。\*スペシャルオリンピックス等の活動は活発に行われていますが、全体的にはまだまだ障害者にとって開かれた環境であるとは言えない状況にあります。
- 就労については、市内の授産施設や作業所等を中心に福祉的就労場所の確保と一般就労への移行を図ってきました。障害者自立支援法施行により、新たなサービス体系へ移行する中で、質的・量的水準が低下することのないよう事業所と連携を図る必要があります。
- 一般就労については、ジョブコーチなどの活用により、近年、少しずつ就労実績が伸びてきていますが、今後のさらなる重点的な就労支援への取り組みが望まれます。



- LD** : 学習障害。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す、さまざまな障害の総称。
- ADHD** : 注意欠陥・多動性障害。落ち着きがない、注意力がない、集中することが苦手、衝動的な行動があるなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状があること。



## 課題・施策の方向性

- 障害児一人一人の能力を引き出し、最大限に伸ばしていくための支援が望まれています。本人の意向を尊重しつつ、障害の特性をしっかりと踏まえたきめ細かい就労支援を早い時期から行うことにより、就労への動機付けや本人に適した就労の場が選択できる支援を行う必要があります。
- 障害者が生涯を通じて、心豊かな充実した生活を実現するために、必要な知識、技術の習得を支援するとともに、健康の維持・向上に向けて、学習、芸術、文化、スポーツ活動などへの支援を推進していく必要があります。
- 障害者が地域社会の一員として、誇りを持ち、自立した生活を送れるよう、関係機関と連携しながら企業への働きかけを進め、雇用の促進を図るとともに、障害福祉サービスの中で、一般就労への移行や就労を継続するための支援などを推進していく必要があります。



## 基本施策

### (1) 保育・教育の充実

施策名	施策の内容
障害児保育及び幼稚園での障害児受け入れの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児保育実施保育所（園）及び障害児受け入れ可能な幼稚園の整備促進</li> <li>・ 保育所（園）・幼稚園における施設環境及び人的受け入れ体制の整備強化</li> <li>・ 保育所（園）・幼稚園と専門的医療・療育機関との連携強化</li> </ul>
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育の推進</li> <li>・ 研修等による教職員の資質向上</li> <li>・ 教育現場における専門的人材の確保</li> <li>・ 就学前教育機関及び各学校教育機関同士の連携強化による一貫指導の確保</li> </ul>

高機能自閉症	: 知的障害を伴わない自閉症のことで、対人関係やコミュニケーション障害、こだわり行動が認められる。
スペシャルオリンピックス	: 知的発達障害者が、日常的なスポーツトレーニングの成果を発表する競技会。

施策名	施策の内容
<b>日中・放課後等の居場所づくり</b>	<p>(重) いきいき子どもクラブ、放課後子ども教室の有効利用による放課後支援</p> <p>(重) 学生サポーターを活用した放課後、長期休暇等における日中活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童デイサービス実施</li> <li>・ 日中一時支援サービス実施</li> </ul>
<b>発達障害児への教育支援</b>	<p>(重) 大学生による特別支援教育サポーター制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修による教員・保育士の専門的知識の向上</li> <li>・ 保護者との連携・相談対応の強化</li> <li>・ 専門的医療・療育機関との連携強化</li> </ul>
<b>就学相談・指導の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な指導・相談のための研究・研修体制の強化</li> <li>・ 就学指導委員会の専門性の強化</li> </ul>
<b>特別支援学校との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校への移行支援</li> <li>・ 就学・就労、地域交流等における、ライフステージ移行支援システムとの一体的取り組み</li> </ul>

## (2) 生涯学習活動の振興

施策名	施策の内容
<b>より開かれた生涯学習の機会の確保</b>	<p>(重) コーディネート機関を利用したボランティアの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の生涯学習活動の場における障害者参加への配慮（環境整備・指導者確保等）</li> <li>・ 生涯学習活動の推進</li> <li>・ 競技スポーツの振興、学習・芸術発表の機会確保等、日頃の成果を生かせる場の整備</li> <li>・ 社会参加促進事業実施</li> </ul>
<b>生涯学習施設の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の利用に配慮した施設環境の改善や生涯学習施設に至るまでの動線の環境改善</li> </ul>

### (3) 就労機会の拡充

施策名	施策の内容
<b>障害者雇用の促進の啓発</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主に対する改正障害者雇用促進法の周知と法定雇用率遵守の働きかけ</li> <li>(重) 障害者雇用、企業立地促進に係る奨励、助成制度</li> <li>(重) 企業体験実習制度の創設</li> <li>(重) 入札等による障害者雇用企業の優先的取り扱い</li> <li>・ 精神障害者社会適応訓練事業実施</li> </ul>
<b>就労相談の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハローワーク等関係機関との連携強化と情報提供</li> <li>(重) 障害者就業・生活支援センターの整備と雇用の開拓、ジョブコーチの派遣、就労定着支援等</li> <li>(重) 就労支援のためのネットワーク強化と就労支援コーディネーターの配置</li> <li>・ 障害者の就労意欲喚起のための啓発活動・情報提供</li> <li>(重) 共通のアセスメントシートによる支援計画の作成</li> </ul>
<b>就労訓練の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(重) 高等学校等教育機関や特別支援学校等と連携した職能訓練の強化や支援計画の一貫性の確保</li> <li>・ 就労移行支援事業実施</li> </ul>
<b>就労継続の支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(重) ジョブコーチの派遣</li> <li>(重) 小規模作業所新体系移行促進事業</li> <li>・ 就労継続支援事業実施</li> <li>・ 地域活動支援センター事業実施</li> <li>・ 知的障害者職親委託制度</li> </ul>
<b>公的機関での就労機会拡充</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(重) 障害者を東広島市職員として採用</li> <li>・ 公的機関における障害者雇用率向上</li> <li>・ 公的機関からの業務委託の推進</li> </ul>

## 4 バリアフリー化の推進

### 現状・市民ニーズ

- 普段から外出する人は8割程度で、主な外出目的は買い物となっていますが、同伴者や車を運転する人が必要な状況がみられます。普段外出しない人については、出かける手段がないことが理由の一番に挙がっています。【アンケート在宅調査】
- 市では、行動援護や重度訪問介護等の自立支援給付、移動支援事業、タクシー乗車料金の助成など、外出支援を行っています。
- 障害者も含め、誰もが住みやすいまちづくりに向け、市内各所で段差の解消などのバリアフリー化を行うとともに、新しく整備するものについては、誰もが使いやすいことを前提とした※ユニバーサルデザインの採用に努めています。国においては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行されます。
- 就労・社会参加に関する情報を獲得するために、全国的にIT機器等を活用した情報バリアフリー化や情報アクセシビリティの向上に対する取り組みの気運が高まってきており、積極的な活用が期待されています。

### 課題・施策の方向性

- 障害の特性や地域性に配慮しながら、外出支援を充実していくとともに、公共施設や道路などについて、必要なバリアフリー化及び※ユニバーサルデザインへの配慮を進めていく必要があります。また、主要な公共交通の発着地点と公共施設を結ぶ動線部分について重点的に配慮していくなど、効果的な取り組みが必要です。
- 現代社会において必要不可欠となっているIT機器について、障害者とその機器の利便性を等しく活用できるよう支援していくとともに、活用することによって社会参加活動の場を広げることができる取り組みを進めていく必要があります。

### 基本施策

**ユニバーサルデザイン** | : すべての人にとって、使いやすく分かりやすい、安全・快適な、「もの・まち・サービス」をめざす考え方のこと。

## (1) 移動支援の強化・ユニバーサルデザインのまちづくり

施策名	施策の内容
自動車の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車税の減免や有料道路通行料金の割引等の支援制度の周知と推進</li> <li>・ 社会参加促進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車運転免許取得</li> <li>・ 自動車改造費助成</li> </ul> </li> </ul>
外出の介助・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(重) 行動援護給付実施</li> <li>(重) 移動支援事業実施</li> </ul>
外出手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>(重) タクシー乗車助成券の交付</li> <li>(重) 重度障害者移動支援事業（リフトつきバスの運行）</li> <li>(重) 低床バス等の導入の働きかけ</li> </ul>
ユニバーサルデザインのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法・条例の周知徹底</li> <li>・ 障害者、その他住民の参画を得ながら移動等の円滑化に関する市の基本構想の策定</li> <li>・ 移動等の円滑化に関する重点整備地区の設定と移動等円滑化経路協定の締結</li> <li>・ 障害者や学生との協働によるバリアフリーマップの作成</li> <li>・ 福祉のまちづくりのための建築物等環境整備要綱に基づく公益施設等の整備誘導基準の啓発</li> </ul>

## (2) ITの活用等情報バリアフリー化の推進

施策名	施策の内容
IT機器等の活用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者を対象に含めたIT教室等の紹介・開催</li> <li>・ 情報バリアフリー化のための※アクセシビリティに関する規格体系（パソコン・電話・FAX等について国が定める障害者等の利用に配慮した規格）の周知</li> </ul>
IT機器等の活用による社会参加機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市ホームページの音声読み上げ対応、文字の大きさ・色彩への配慮</li> <li>(重) IT機器等を活用した社会参加機会の発掘と周知及びコーディネート</li> </ul>

**アクセシビリティ**：汎用性。アクセスのしやすさ、接近可能性などの意味を持つ。日本ではIT分野で使われることが多いが、それに限られたものではなく、本来はノーマライゼーションの立場から、社会のすべての面に適用される語。

基本方針 3

## 共に支え合い、 暮らす

障害福祉サービスの提供基盤と、  
障害者にとって必要な支援を適切に結びつける  
マネジメント機能を強化するとともに、  
地域生活を送る上で必要不可欠な支援である  
居住支援や権利擁護に対する  
取り組みを推進します。  
また、公的支援と地域の諸団体が行う  
※インフォーマルサービスを  
適切に組み合わせ、  
身近な生活課題解決も含めた  
きめ細かいサービス提供体制を確立します。  
障害の要因となる疾病の予防や  
早期発見・療育、  
障害の治療・軽度化のため、  
保健、医療等専門機関が連携し、  
障害者のQOL（生活の質）の向上を支援します。

---

**インフォーマルサービス** | : 近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動。

## 5 地域生活を目指した福祉施策の充実

### 現状・市民ニーズ

- 生活支援サービスは、どの分野においてもニーズが多様化、増加の傾向があります。【アンケート在宅・児童調査】
- 施設を退所し、地域生活に移行するための受け皿となる在宅福祉サービスや住まいについてのニーズが強くあります。【アンケート施設調査】
- 将来の生活の不安材料として、金銭管理などが挙がっている一方、成年後見制度等の権利擁護施策についての認知度や内容の理解が低い状況にあります。【アンケート在宅・施設調査】
- 災害時に備えて対策を講じている人は少なく、また、避難が必要になったとき等に適切な行動が困難な人が多くいます。【アンケート在宅調査】
- 市では、各種の生活支援サービスの拡充に努め、平成 18 年 10 月、障害者自立支援法の完全施行に伴い、地域生活支援事業が始まったほか、新体系サービスへの移行が進んでいます。
- 公営住宅をはじめ、グループホーム等の住まいの場を整備していますが、住まいの場の確保については、地域生活への移行促進や地域生活継続の観点から、特にニーズが高いほか、一般の賃貸住宅の利用については、契約が困難な事例がいくつか見られています。
- 成年後見制度の利用促進をはじめ、福祉サービス利用援助事業（かけはし）、等権利擁護を支援する事業がありますが、事業への認知度や利用度はあまり高くない状況にあります。
- 社会福祉協議会を中心に、福祉のコミュニティづくりをめざす活動として、地区社会福祉協議会の取り組みを推進しており、市民の福祉活動への参加が定着しつつあります。
- 社会福祉協議会では、ボランティアの育成を推進しており、また、住民による日常生活上の簡易な相互支援を有償でコーディネートする「そよかせねっと」に取り組んでいます。
- 市内には、障害者の活動団体も数多く立ち上がっており、障害者同士の助け合いの活動や地域福祉の向上のための活動が積極的に行われています。
- 防犯・防災等について、特に配慮が必要な障害者に対する対策が十分に整っているとは言えない状況にあります。



## 課題・施策の方向性

- 障害者が地域で安心して生活できるよう、居宅介護、日中活動支援、就労支援などの各種障害福祉サービスの拡充及び質の向上を図っていくとともに、一人一人が必要なサービスを適切に利用できるようなケアマネジメントを継続的に行っていく必要があります。
- 判断能力が十分でない人の金銭管理やサービスの利用を支援するほか、差別や虐待などにより、基本的人権が犯されることのないよう、権利擁護の取り組みを進めていく必要があります。そのためにも、障害者本人の権利意識も高めていくための支援を強化していく必要があります。
- 障害者が、一人の市民として、日中活動や社会参加を希望する場合に、積極的に関わり、必要な支援、手助けするなど、障害のある人もない人も共に暮らせる、住民が主体となった地域づくりをめざして、市民の自主的な福祉活動の促進、ボランティア活動の活性化、障害者同士のグループ活動への協力を進める必要があります。
- 犯罪や災害の弱者となりやすい障害者が、万が一の際に、その大切な生命と財産を守ることができるよう、よりきめ細かい視点での対策を検討していく必要があります。



## 基本施策

### (1) 適切な障害福祉サービス提供体制の充実

施策名	施策の内容
<b>適切なサービス利用計画の作成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定相談支援事業実施</li> <li>・ 相談支援事業実施</li> </ul>
<b>居宅を訪問して生活支援を行うサービスの提供</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護給付実施</li> <li>・ 重度訪問介護給付実施</li> <li>・ 行動援護給付実施</li> <li>・ 重度障害者等包括支援給付実施</li> <li>・ 訪問入浴サービス事業実施</li> </ul>

施策名	施策の内容
日中に通いながら支援や訓練を受けるサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護給付実施</li> <li>・自立訓練給付実施</li> <li>・療養介護給付実施</li> <li>・短期入所給付実施</li> <li>・地域活動支援センター事業実施</li> <li>・生活サポート事業実施</li> </ul>
日中に通いながら支援や訓練を受ける早期療育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童デイサービス給付実施</li> <li>・児童デイサービス利用料助成</li> <li>・障害児通園施設経費助成</li> </ul>
日常生活を支える用具について支援するサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活用具給付等事業実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・訓練支援用具</li> <li>・自立生活支援用具</li> <li>・在宅療養等支援用具</li> <li>・情報・意思疎通支援用具</li> <li>・排泄管理支援用具</li> <li>・居宅生活動作補助用具（住宅改修）</li> </ul> </li> <li>・補装具の交付・修理</li> </ul>
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種公的扶助制度の周知</li> <li>・更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業実施</li> <li>・特別障害者手当、障害児福祉手当等支給実施</li> <li>・重度心身障害者医療費助成実施</li> </ul>

## （２）安心して住める場の確保

施策名	施策の内容
障害福祉サービスによる住まいの場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助（グループホーム）給付実施</li> <li>・共同生活介護（ケアホーム）給付実施</li> <li>・施設入所支援給付実施</li> <li>・福祉ホーム事業給付実施</li> </ul> <p>(重) グループホームやケアホーム整備推進事業の活用や新設の際の新たな助成制度等の検討</p>

施策名	施策の内容
<b>住宅の確保支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅におけるバリアフリー等の推進</li> <li>・ 公営住宅入居の際の障害者優遇措置</li> </ul> (重) 安心して生活していくための居住サポート事業の導入 (重) あんしん賃貸支援事業との連携 (重) 公的保証人制度創設へ向けての検討
<b>施設入所者等の 地域移行支援</b>	(重) 「地域生活体験ハウス」の設置

### (3) 権利擁護の推進

施策名	施策の内容
<b>障害者の権利意識を高める 支援の強化</b>	(重) ピアサポーターによる生活サポート事業の活用 (重) 「ピアサポーター養成事業」の創設
<b>障害者の権利を守る システムの創設</b>	(重) 障害者グループの育成支援 (重) 障害者の家族支援の強化 (重) 成年後見や身近な見守り等障害者の立場に立った NPO 法人の育成 (重) 大学の研究機能を活用した権利擁護システムの検討
<b>成年後見制度、 地域福祉権利擁護制度等の 周知・利用促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度利用支援事業実施</li> </ul> (重) 権利擁護普及のための啓発活動
<b>その他の事業の 周知・利用促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉サービス利用援助事業（かけはし）の周知・利用促進</li> <li>・ 生活サポート事業の周知・利用促進</li> </ul> (重) 虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整 としての相談支援事業活用

## (4) 地域福祉活動の推進

施策名	施策の内容
市民福祉活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市社会福祉協議会の支援</li> <li>・ 地区社会福祉協議会活動の支援</li> </ul>
ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(重) 市社会福祉協議会を中心とするボランティア育成及びボランティア連絡協議会の育成・支援</li> <li>・ そよかぜネットの拡充支援</li> <li>(重) 大学生を活用した支援プログラムの創設</li> <li>(重) 障害者のボランティア活動への参加支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーション支援事業実施</li> <li>・ 社会参加促進事業によるボランティア育成</li> </ul> </li> </ul>
障害者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織化及び他団体・機関との連携支援</li> <li>・ 運営支援</li> <li>(重) 障害者グループの育成支援</li> </ul>

## (5) 安全対策の推進

施策名	施策の内容
交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全教室の実施</li> <li>・ 障害者など交通弱者に配慮した運転マナー、技術の啓発</li> </ul>
防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急通報装置の給付</li> <li>・ 障害の特性に配慮した確実な防災情報の提供</li> <li>・ 災害時要援護者の登録と避難支援プランの作成</li> <li>・ 聴覚障害者へのインフォメーションサービスによる災害情報の伝達</li> </ul>
防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪質商法などの被害を防止する情報提供、消費者保護のための相談推進</li> <li>・ 地域防犯活動の推進</li> </ul>

## 6 保健・医療体制の充実

---

### 現状・市民ニーズ

- 障害に気がついて（告知されて）以後、悩んだことや不満を持ったこととして、「発達支援をしてくれる機関が少なくて遠方まで通った」、「育児に疲れ家族を支えてくれる支援機関が欲しかった」、「どこに相談すればよいかわからず一人で悩んだ」、「相談機関が変わるたびに同じ説明をすることに嫌気がさした」など多くの回答が寄せられており、障害発見後のフォロー体制の強化を希望する人が多くいます。【アンケート児童調査】
- 本市では、健康な状態で妊娠・出産することや乳幼児の健やかに成長・発達することなど母子保健の普及を図り、乳幼児健康診査、各種育児教室の開催、訪問指導、育児相談などを実施しています。
- 乳幼児健康診査などで、異常が認められる場合は、発達障害者支援センターやこども家庭センター、医療機関等の専門機関と連携しながら、相談や療育へと結びつけています。しかしながらアンケートにも結果として表れているとおり、身近な専門機関が十分とは言えない状況に加え、保護者の障害の受容が難しく、早期の療育へと結びつきにくい事例もいくつか発生しており、関係機関との連携の強化や相談体制の強化が望まれます。
- 成人についても、健康診査などを実施し、近年増大している生活習慣病の予防に向け適切な保健指導に努めています。障害者においても、生活習慣病が増加する傾向にあるほか、生活習慣病を要因とした障害の発生も考えられ、今後も健康づくりの重点的な取り組みが望まれます。
- 複雑な社会背景等が原因で、心の健康を崩す人が増えており、精神保健に対する理解を深めるための保健指導の必要性が高まっています。
- 本市は、比較的医療資源に恵まれており、また、県立障害者リハビリテーションセンター等が行う医学的リハビリテーション等、機能的にも充実しています。今後も医療機関との連携強化、緊急事態に対応できる体制強化の推進が望まれます。
- 能力的に地域生活が可能であっても、精神科病院への入院が長期化している人がいます。地域生活移行に向けた意欲の高揚など医療機関と連携した取り組みが望まれます。





## 課題・施策の方向性

- 疾病の予防と障害の早期発見、生活習慣病予防のために、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに対応する一貫した保健指導体制を充実させるとともに、医療機関や療育機関等と連携を深め、各種健康診査や健康診査後のフォローアップを充実していく必要があります。また、精神保健についても重点的に強化、充実させていく必要があります。
- 早期療育に関する相談体制の充実と、障害の特性に応じた療育が適切に提供できるよう、医療機関や専門機関等の協力を得ながら、本人の立場に立った専門的な相談・指導、訓練などの療育体制の強化を図っていく必要があります。
- 障害者の健康の保持と自立を促進するため、医療機関と連携しながら、治療やリハビリテーションなどが適切に受けられる体制づくりを進めていく必要があります。



## 基本施策

### (1) 疾病の予防・障害の早期発見体制の確立

施策名	施策の内容
疾病の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠中や乳幼児期の望ましい生活のあり方を指導する母子保健事業の推進・充実</li> <li>・ 肥満児やアレルギー性疾患の増加に対応した乳幼児期からの食生活等健康づくりの推進</li> <li>・ ※メタボリックシンドローム等生活習慣病の予備軍に的を絞った成人保健対策の強化</li> </ul>
障害の早期発見体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊産婦・乳幼児の各種健康診査の推進</li> <li>・ 健康診査後のフォローアップの強化</li> <li>・ 各種健診の受診勧奨</li> </ul>
精神保健対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心の健康づくりについての普及・啓発の強化</li> <li>・ 団体や職場などに向けた精神保健指導の強化</li> <li>・ 精神保健相談の実施</li> </ul>

**メタボリックシンドローム** : 内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態。

## (2) 早期療育体制の確立

施策名	施策の内容
<b>相談機能の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最初の窓口となる保健師の専門性の向上のための専門機関との連携及び研修等</li> <li>(重) 子育て・障害総合支援センター（仮称）を核とし、専門機関と連携しながら、関係機関が協働して支援を行うことができる体制づくり</li> </ul>
<b>療育体制の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(重) 保育所（園）・幼稚園・学校・子育て支援センター等も含めた一貫した療育ネットワークの確立</li> <li>・ 児童デイサービス給付実施</li> </ul>

## (3) 医療体制との連携

施策名	施策の内容
<b>医療体制の強化促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産時等における障害の発生の防止に向けた救急医療体制の強化促進</li> <li>・ 訪問診療・看護の強化促進</li> <li>・ 障害の特性に配慮した対応ができる診療体制の強化促進</li> </ul>
<b>リハビリテーションの推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立訓練（機能訓練）給付実施</li> <li>・ 訪問指導の充実</li> </ul>
<b>医療機関入院者の地域生活移行促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(重) 「地域生活体験ハウス」の設置</li> <li>・ 医療機関との連携による退院後のフォローアップ体制の確立</li> </ul>

